

# 重要なお知らせ

平成28年4月の厚生労働省による診療報酬改定より、紹介状がなく受診される患者さんに対しては診療費とは別に、以下のご負担が義務付けられております。  
このたび令和4年の診療報酬改定により、ご負担額の増額及び徴収とならない場合の対象の一部変更が通知されましたため、下記の通り負担額及び対象を変更させていただきます。

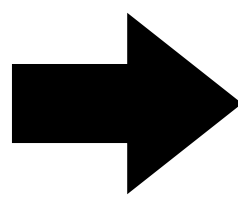
## 紹介状なしで受診する場合のご負担額が変わります

### 初診時負担金

紹介状を持参せずに受診された場合

令和4年9月30日まで

5,500円(税込)



令和4年10月1日から

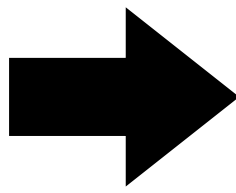
7,700円(税込)

### 再診時負担金

当院から他の保険医療機関へご紹介後も、引き続き当院での診療を希望された場合

令和4年9月30日まで

2,750円(税込)



令和4年10月1日から

3,300円(税込)



## 徴収免除の対象が変わります

令和4年9月30日まで

当院の他の診療科を受診している方 ⇒ 免除

令和4年10月1日から

当院の他の診療科から**院内紹介されて**受診する方 ⇒ 免除

これにより、現在当院において治療継続中の患者さんも、他の診療科を新たに受診する場合は、他の保険医療機関からの紹介状をお持ちいただくか、院内紹介でない限り負担金をご負担いただくことになります。

### ご負担の対象とならない場合

- ・ 緊急搬送された方
- ・ 国や地方独自の公費負担医療制度の受給者
- ・ 災害により被害を受けた方
- ・ 労災、公務災害、交通事故の方
- ・ その他、病院長が認めた方

など

**本院で診察を受けられる場合は、“他の医療機関からの紹介状”をお持ちください。**  
皆様のご理解とご協力よろしくお願いいたします。